

# 税務と経営

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号  
新大阪NKビル601号  
TEL (06) 6885-3990  
FAX (06) 6885-3991  
URL <http://www.ep-support.co.jp/>  
E-mail [support@ep-support.co.jp](mailto:support@ep-support.co.jp)

## ヒント

**パワーハラ** パワーハラスメントにならない叱り方を、ライフバランスマネジメント研究所代表の渡部卓氏が書いています。部下を叱る時の心得は「かりてきたネコ」で叱る。(か)感情的にならない。(り)理由を話す。(て)手短に。(き)キャラクター(性格や人格)に触れない。(た)他人と比較しない。(ネ)根に持たないようにする。(コ)個別に叱る。叱る際は傾聴を心がけて、背広を脱ぐなど無用な威圧感を与えないような工夫もしたい。話す時の主語は「私」にして、「私はあなたのミスが残念だ」などと表現すれば反発を招きにくい。「あなたが不注意だから」など二人称から始めると、本人は余計に責められる印象を持つ、と。日経ビジネス所載。

## ヒント

### 税務 ミニガイド

前年分の所得税の確定申告に基づいて計算した予定納税基準額が15万円以上である場合には、原則としてその3分の1相当額を7月(第1期分)と11月(第2期分)にそれぞれ予定納税する必要があります。

該当者には、税務署から予定納税額の通知書が送付されています。



秋色の美瑛(北海道)

鎌形 久/オアシス

## 消費税の中間申告

### □消費税の中間申告

消費税の課税期間は、原則として1年とされていますが、前事業年度の年税額が48万円（地方消費税を加えた場合60万円）を超える場合には中間申告が必要です。

### □年1回の中間申告

前事業年度の消費税の年税額が48万円（地方消費税を加えた場合60万円）を超え400万円（地方消費税を加えた場合500万円）以下の場合には、年1回の中間申告が必要です。

申告、納税の期限は、半期決算の日（課税期間開始の日以後6か月後）の翌日から2か月以内ですから、3月決算法人の場合には、11月末日となります。

### □年3回の中間申告

前事業年度の消費税の年税額が400万円（地方消費税を加えた場合500万円）を超え4,800万円（地方消費税を加えた場合6,000万円）以下の場合には、年3回の中間申告が必要です。

申告、納税の期限は、四半期決算の日（課税期間開始の日以後3か月ごとの日）の翌日から2か月以内ですから、3月決算法人の場合には、8月末日、11月末日、2月末日の3回となります。

### □年11回の中間申告

前事業年度の消費税の年税額が4,800万円（地方消費税を加えた場合6,000万円）を超える場合には、年11回の中間申告が必要です。

### □中間申告による納税額

中間申告により納付すべき消費税額は、年1回の場合には、前事業年度の消費税の年税額の2分の1、年3回の場合には、それぞれ前事業年度の消費税の年税額の4分の1、年11回の場合には、それぞれ前事業年度の消費税の年税額の12分の1の金額となります。

### □仮決算による中間申告

中間申告をする場合、中間申告の対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、それに基



○海の色は青いが、世界には色の名前のついた海がある。紅海は、プランクトンが大量発生することから、黒海は、この辺りでは霧が濃くて薄暗いため、また、ロシアにある白海は、船旅をしていた英国人が、太陽に照らされて白く輝いた海を見て名付けたというが、当然、海は青い。ただ、中国の黄海だけは、黄河の大量の土砂が流れ込み濁って黄色く見える。



づいて納付税額の計算をすることもできます。

ただし、仮決算によって計算した消費税額がマイナスになった場合であっても、還付を受けることはできません。

### □精算

中間申告による納税額については、確定申告の際に確定申告による納税額から控除することによって精算されることになります。中間申告による納税額が控除しきれなかった場合には、還付されます。

なお、中間申告による納税が納期限に遅れた場合には、確定申告による場合と同様に、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じた延滞税がかかることになります。

### □任意の中間申告制度

前事業年度の消費税の年税額が48万円（地方消費税を加えた場合60万円）以下で中間申告義務のない事業者が、任意に中間申告書（年1回）を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、自主的に中間申告・納付ができることとされました。

納税額は前事業年度の消費税の年税額の2分の1ですが、仮決算による中間申告をすることもできます。この規定は、平成26年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。

## 中小企業の 事業承継税制の行方

09年度の税制改正で、非上場株式についても相続税・贈与税の場面で農地の納税猶予に似た納税猶予制度が設けられました。しかし、制度発足後3年経過した現在でも約500件程しか適用事例はありません。そこで、今年度の税制改正でこの制度を利用しやすくしました。

**□本制度と目的** この制度は、現経営者が後継者の方へ株式（自社株）を譲渡等する際に、もともと所有している株式を含めて発行済議決権株式総数の3分の2に達するまでの株式について納税が猶予（贈与税は100%部分、相続税は80%部分）される制度です。また、この制度の目的は、中小企業の事業承継の円滑化を図り、企業を継続させることにより雇用維持を守ることとされています。

**□要件の改正点** ①事前確認の廃止～経済産

業大臣に対する事前確認は不要となりました。  
②親族外の承継～この制度で、親族外（例えば社員）の中から後継者を選ぶことが可能となりました。  
③雇用維持要件の緩和～5年間毎年、従前の雇用の80%を維持しなければならなかったものが、5年平均で80%へと緩和されました。  
④利子税の負担の軽減～5年超にわたり事業承継していれば5年間分の利子税が免除になります。また、利子税が2.1%から0.9%に下がります。  
⑤事業再生の際の救済措置～一定の事業再生の場合も、納税猶予額の一部が免除されることとなります。  
⑥役員の退任要件の緩和～代表者を退任すれば、その他の役員として残ることが可能となります。  
⑦債務控除の取扱いの変更～経営者の債務・葬式費用は自社株以外の相続財産から控除できることになり現行よりも納税猶予額が多くなります。

**□適用時期** 上記のうち①については2013年4月から、その他は2015年1月からの適用となります。なお、②④⑤⑥は既適用者にも適用が可能となります。

### ナマの税務相談室

**Q** 今日義理の叔父が貸家を売るといふ話があり、微妙な取引なのでご相談に伺いました。

**A** お久しぶりです。微妙とはどういうことですか？

**Q** 叔父は20年以上前に自宅の近くに戸建て住宅を購入し、結婚した娘夫婦に家賃5万円で貸していました。最近勤務先の景気が良くなったのか娘の夫が自分たちの住んでいる住宅を買いたいと叔父に申し出ました。高齢になった叔父は、相続対策もあって周辺の財産整理をしたい意向であったのか売却について相談に応じました。

相場も知りたいので、近隣の不動産屋に行くと、周辺の取引実績から空き家状態であれば1,500万円が相場だと教えられました。

**A** 先程、微妙と仰ったのは親族間の取引のことですね。親子間の取引は意外と難しいですよ。

### 親子間の取引は要注意!

**Q** 叔父は時価の半分以上で売却すれば贈与税とか問題ないのではといひ800万円で如何なものかと私に相談をしてきました。

私も無責任な回答をするわけにもいかず、研究時間を頂きたいと断ってここに来たわけです。

**A** そうでしたか。他人に売却なら相対取引で取引が完了するのですが親族間だと私情が介入しますよね。その場合、税法には課税の公平という原則があり、時価より低廉な価格で購入したときその差額に対し贈与税がかかることとされています。税法慣用語でみなし贈与といわれています。

**Q** 成程、いろいろ知らない世界があるものですね。

**A** 贈与税がいくら課税されるか、購入価格以前に基本は時価です。

税務署窓口で勉強の意味を含めて相談した上で、申告する方が無難かなと思います。

## 外貨建取引と 為替差損益の取扱い

**所** 得税法での外貨建取引とは、外国通貨で支払いが行われる各種の取引をすることをいい、各種所得の金額の計算は、外貨建取引を行った時における外貨建為替の売買相場で換算した金額で行います。外貨建取引のつど為替換算を行い為替差損益の認識をするのが原則です。とは言え、A銀行に預け入れていた外貨建定期預金が満期となったため、満期日に全額を払い出し、同日、元本部分全額をB銀行に預け入れた場合、他の金融機関に預け入れる場合であるとしても、同一の外国通貨で行われる限り、為替差損益を認識する必要はありません。

**外** 貨建債権の満期償還の場合も同じです。公社債の

償還差益は、償還金額がその発行価額を超える場合のその差額をいい、雑所得として取り扱います。なお、購入した金額と同額で償還され、償還差益が発生しない場合には、単に債券購入時の円換算額と償還時の円換算額の評価差額があっただけなので、同一の外国通貨である限り経済的価値が実現しているとは認められません。よって、為替差損益を所得として認識する必要はありません。

**た** だし、異なる通貨となる場合には、原則的扱いに戻ります。例えば、日本円の現金を米ドルに交換し、その後、この米ドル全額をユーロに交換した場合、ユーロへの交換時に、ユーロへの交換時

の円換算額と当初円から米ドルへ交換した金額との差額を為替差損益として認識します。

**外** 貨建、MMF（マネー・マーケット・ファンドの略）は、証券会社内部での普通預金のような機能を果たしているものですが、外貨建預貯金を払い出して、これに転換した場合も、原則的取扱いになり、為替差損益を認識します。

**外** 貨建MMFの実態は投資信託の一種なので、これに投資した場合には、それまでは評価差額にすぎなかった為替差損益に相当するものが、収入すべき金額として実現したものと考えられるためです。

**外** 貨建MMFの投資金額の円換算額と、その投資に充てた外国通貨を取得した時の為替レートにより、円換算した金額との差額を為替差損益として、所得としての認識をする必要があります。

晩秋から初冬のころ、雲が低く垂れこめ、降っていたかと思えばやみ、日が差したかと思えば降るといような雨を時雨という。短い時間、局地的に降るのが特徴で、山から山へと移動しながら降る時雨は「山めぐり」とも呼ばれます。

「昔おもふしぐれ降る夜の鍋の音 鬼貫」

来月は年末調整。準備は早めにしておきましょう。

7日立冬。22日小雪。



「失敗を恐れない」という姿勢では弱い。「必ず成功させるのだ」という強い意志を持って。

(ジャック・ニクラウス)

### 11月の税務メモ

(国 税)		(地方税)
○10月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）	11日	○10月分個人住民税特別徴収分の納付
○所得税予定納税額の減額申請	15日	
○9月決算法人の確定申告	12月2日	○9月決算法人の確定申告
○26年3月決算法人の中間(予定)申告	"	○26年3月決算法人の中間(予定)申告
○所得税予定納税額の第2期分納付	"	
○特別農業所得者の予定納税	"	
	(地方条例による)	○個人事業税の第2期分納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。